

第 1 0 回 上 島 合 併 協 議 会						
開 催 年 月 日	平成16年1月22日（木）					
開 催 場 所	生名島開発総合センター 3階大ホール					
開 会	午後1時					
出 席 委 員	1	会長 木下 良一	2	副会長 稲本 一	3	副会長 田尾 紀
	4	副会長 佐伯 真登	5	委員 島根 亀夫	6	委員 原山 公男
	7	委員 田名後豊重	8	委員 泉原 光雄	9	委員 土居 計彦
	10	委員 横川 武広	11	委員 大林 清孝	12	委員 毎木 正博
	13	委員 濱田 光	14	委員 沼田 裕章	15	委員 松原 彌一
	16	委員 児玉幸治郎	17	委員 村瀬 忍	18	委員 加登まゆみ
	19	委員 森本 義之	20	委員 池本 福治	21	委員 村上 京子
	22	委員 加納 清二	23	委員 西村 孝子	24	委員 大林 貞光
	25	委員 森山 月美				
その他出席者	1	幹事会委員 柏原 泰彦	2	幹事会委員 益崎 徹造	3	幹事会委員 林 正城
	4	幹事会委員 植田 正美				
欠 席 者	1	委員 林 栄一	2	委員 澤田 年光	3	委員 横井 昇一
	4	委員 相原 博昭				
事務局出席者	1	局長 松崎 幸正	2	次長 大船 英夫	3	局員 森本 英隆
	4	局員 梨木 善彦	5	局員 山本 勝幸		
議 事	(1) 協議会会議録署名人の選任について (2) 報告事項 ① 事務局報告 ② 幹事会報告 (3) 協議事項 ① 協議項目第 10 号 地域審議会の設置について ② 協議項目第 11 号 新町建設計画について ③ 協議項目第 15 号 一部事務組合の取扱い（その3）について ④ 協議項目第 21- 号 各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて ⑤ 協議項目第 21- 号 各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて ⑥ 協議項目第 21- 号 各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて ⑦ 協議項目第 21- 号 各種事務事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて ⑧ 協議項目第 21- 号 各種事務事業（上・下水道事業）の取扱いについて ⑨ 協議項目第 21- 号 各種事務事業（指定金融機関）の取扱いについて ⑩ 協議項目第 21- 号 各種事務事業（第3セクター）の取扱いについて					
閉 会	午後3時05分					

松崎事務局長	本日、出席予定の委員の方々のうち2名の委員の方が遅れるそうなのですが、定刻となりましたので、早速始めさせていただきたいと思います。 只今より、第10回上島合併協議会を開催致します。 まず、本日の会が委員29名のうち25名の委員の方々に出席いただいておりますので、規約第10条第1項の規程によりまして過半数以上の出席がありますので、成立することを報告致します。 それでは、早速、議事に入りたいと存じますが、ここからは規約第10条第2項の定めるところによりまして、これからの議事の進行につきましては、会長に議長をお願いしたいと思います。会長、お願い致します。
木下会長	皆さん、こんにちは。 上島地域にとりましては大変重要な年、平成16年も早1ヶ月近くを経過致しました。本日、委員の皆様には、寒さの中、また何かとご多用中のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様のご理解とご配慮によりまして、合併協議も大詰めの時を迎えております。 我々が目指している上島の合併は、狭小離島同士ということで各方面から注目されておりますが、今、基礎的自治体について議論される中で、特に合併しない小規模町村については、自治体としての機能が確保できないのではないかという危惧もあります。 そうした状況を背景に致しまして、我々は生き残るためにいかにあるべきか、元気で誇れる地域としての存在感をいかに示していくか、改めて強く問われている大事な時であり、正念場にかかっていると思います。合併は目標でなく、よりよい地域づくりの手段であるということを再認識致しまして、大乘的見地からお互いに情と理の両面に配慮し、歴史文化とその特性を尊重し、みんなで知恵を出し、汗を流して、我々が選んだ上島合併の実を上げ、その質を高める努力が肝要であると思っております。 合併の重要な一つの基点となります調印式につきましては、県と協議致しまして、現在のところ知事を迎えて2月26日の午後を予定しております。詳細はいずれ後日ご通知申し上げますが、日程の調整等につきましてあらかじめお含みおきくださいますようお願い申し上げます。 今年が上島地域にとりまして、笑顔の多い良き年となりますよう願って、委員の皆様の更なるご理解とご指導、ご配慮をよろしくお願い申し上げます。 それでは、本日の会次第に基づきまして、協議を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。 始めに、協議会の会議録の署名人の選任についてであります。生名村の池本委員、岩城村の西村委員、ご両名をお願い申し上げます。 第2の報告事項でございますが、事務局報告、幹事会報告、それぞれ続

山本事務局員	いて行いますので、よろしくお願いします。 それでは、前回第9回協議会からの事務局報告を致します。資料は1ページをお開きください。 (1) 事務事業一元化業務についてでございますが、資料にあります会計分科会、生活環境分科会、高齢者分科会、産業分科会分の事務事業一元化調書のうち協議会提案事項を調整しまして、第16回幹事会へ提案致しました。また、今回で予定しておりました各種事務事業の協議会提案事項につきましては、全ての提案が終了致しましたので、協議会での確認内容を受けまして、各専門部会・分科会において、一元化に向けた具体的な内容調整を進めていくこととなります。 続きまして、(2) 例規策定業務についてでございますが、例規原案作成調書も一部を除き作成が終わりましたので、現在、各専門部会・分科会において、事務事業一元化調書の調整方針を基に、第1次例規原案の作成を行っているところでございます。 最後に、(3) 各種打合せ会についてでございますが、第5回消防体制打合せ会を平成16年1月15日木曜日に、各町村の消防主任等消防班関係職員により、新町防災行政無線の統合について協議・検討致しました。また、電算システムの統合に関する打合せ会を、引き続き各担当職員により随時行っております。 以上で、事務局報告を終わります。
大船事務局次長	それでは、第16回の幹事会報告を致します。資料2ページをご覧ください。 まず、第16回目の幹事会を1月14日午前9時10分から弓削町総合庁舎3階大会議室で、幹事8名、事務局5名の計13名が集まり行いました。 内容と致しましては、今日の協議会に提案する議題について協議調整を行い、まず最初に報告事項と致しまして事務局報告、幹事会報告、2件の報告を、また協議事項と致しまして、地域審議会の設置について、一部事務組合の取扱い(その3)について、各種事務事業(高齢者福祉事業、環境衛生関係事業、農林水産関係事業、商工・観光関係事業、上・下水道事業、指定金融機関、第3セクター)の取扱いについての9件を提案することと致しました。 また、その他と致しまして、電算ネットワーク統合に係る16年度当初予算に計上する費用の内容等について協議致しました。さらに、新町防災行政無線の統合事業に係る費用負担について協議し、均等割りとすることと致しました。 最後に、新町建設計画について、県からの修正案のあった事項について、

木下会長	協議検討致しました。 以上で、第16回の幹事会報告を終わります。 事務局報告と幹事会の報告がありましたが、これについて何か質疑等ございませんか。 特にないようでございますので、次の協議事項に入りたいと思います。 協議項目第10号、地域審議会の設置について、地域審議会の基本的な内容について事務局長の方からお願い致します。
松崎事務局長	それでは、協議項目第10号、地域審議会の設置についてを説明致します。資料の3ページをお開きください。 地域審議会の設置について、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を、新町において設置する。地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとする。と調整しております。また、地域審議会の設置に関する事項につきましては、次の3-1ページに載せております。 資料の4のページをお開きください。それでは、この地域審議会というものについて簡単に説明致します。この地域審議会というものでありますが、合併によって行政区域が広がり、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応致しまして、合併市町村の施策全般につきまして、住民の意見を反映していくことができますよう、特例的に合併前の協議により設置できるよう創設されたものでございます。 通常、審議会等につきましては、地方自治法138条の4によりまして、議会の議決を経て、条例の定めるところによりまして設置することができます。この地域審議会の設置につきましては、合併前の協議により特例的に設置できることとなっております。でありますから、新町に置いて、新町の議会の議決を経て条例を制定し設置することも可能であります。 この地域審議会は、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併関係市町村の区域であった区域ごとに設置することができることとされております。地域審議会の設置につきましては、それぞれの地域の実情により判断されるべきものでありまして、すべての市町村に置かなければならないというものではありません。また、地域審議会を置くこととなった市町村でありまして、全ての関係市町村に置かなければならないものではありません。それぞれの実情に応じて判断されるべきものであります。また、従来一体性のあった合併関係市町村の区域を単位とするものであり、二つの合併関係市町村の区域を合わせて一つの地域審議会を置くことや、一つの合併関係市町村の区域を分割して複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。

木下会長	次に、地域審議会の役割であります。新市町村の関係区域に係る役割として、合併市町村の長の諮問に応じて審議する。例えば、市町村建設計画の変更、執行状況等が考えられます。また、合併市町村の長に必要なと認めらる事項につき意見を述べる。例えば、公共施設の設置、福祉・廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定・実施等が考えられます。 最後に、この地域審議会は当協議会で確認されますと、議会議員の定数、財産の取扱いと同じように、各町村の議会に諮り、議決後告示をすることとなっております。 以上、簡単ですが説明を終わります。 この問題につきましては、いろいろご意見がありますので、この原案にあります経過について若干ご説明致したいと思います。 地域審議会の設置につきましては、いろいろな意見があります。大きく分けますと、設置が必要、設置は不要、必要に応じて設置すれば、ということであります。私もいろいろそうした意見を頭に置きまして、今治地方局、県の合併推進室、総務省の合併推進課等々と協議をし、それらを基に致しまして情報を交換し、正副会長におきまして時間をかけて、まず確認済みの議員定数、選挙区の設定、合併の形態との関連、これに係る法の趣旨、加えて議員活動、地域の規模、行財政における費用の効率等、また、それぞれの議会の意向、他の協議会の動向・実態等それぞれの視点から検討協議を致しまして、いろいろな意見に配慮し、調整し、集約したものであります。意のあるところをご理解いただきまして、この原案について協議確認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。 この内容につきましては、事務局の方からお願い致します。
松崎事務局長	それでは、地域審議会の設置に関する事項について説明致します。資料の3-1ページをお開きください。 地域審議会の設置に関する事項についてでございますが、まず第1条に設置する区域、先に説明しましたとおり、旧町村単位ごとに4ヶ所設置します。第2条で設置期間ですが、新町建設計画の期限、平成27年3月末日としております。第3条の所掌事務につきましては、町長の諮問に応じ審議、答申する事項として、建設計画の変更と執行状況、その他町長が必要と認める事項、それから審議会が必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べるができることとしております。第4条では組織と致しまして、各審議会の委員は5名以内で組織することとしております。第5条は、委員は当該審議会の設置区域内に住所を有する者のうちから、公共的団体の役職員、学識経験者に委嘱することとしております。第6条は委員の任期は2年とし、再任することができること等としております。第7条では会長、副会長について、第8条では会議について、会長が必要に

木下会長	応じて招集する等、また、第9条では審議会の庶務は、各総合支所の担当部局で行うこととしており、最後にこの事項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしております。 以上、簡単ですが、説明を終わります。 以上、経過とその内容につきまして説明申し上げましたが、これにつきまして何か質疑、ご意見ございましょうか。 特にないようでございますので、お諮り致します。協議項目第10号、地域審議会の設置については、原案のとおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議ないものと認めます。よって、地域審議会の設置については確認されました。 続きまして、協議項目第11号、新町建設計画についてを協議致します。事務局から説明致します。
森本事務局員	それでは、資料の7ページの方をご覧ください。 協議項目第11号、新町建設計画について提出する。新町建設計画を別添のとおり定める。 新町建設計画につきましては、昨年11月4日の協議会の席におきまして案として提出させていただきまして、ご承認をいただいた上で、11月4日付で県の方へ意見照会を行っております。これに対しまして、12月26日付で県より、意見回答が送付されました。この意見を踏まえまして、今回再提出するものであります。 修正がありますので、今回これをご承認いただきまして、事前協議、正式協議として、提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。 ここで、恐れ入りますけれども一部変更等を申し上げる前に、ミスプリントがありましたので申し上げます。別添の方、資料をお付けしております建設計画の17ページの方をお開きください。項目3でございますが、文化・スポーツの振興の2行目でございます「また、文化・統合型地域スポーツクラブ等」という表現がございますけれども、統合型というのを総合型に修正をしていただきたいと思います。それからもう一ヶ所でございますが、22ページの表でございます。3の道路・上下水道等の整備の重点事業の最初でございますが、一般県道弓削島循環線道路改築事業他という表現をしておりますけれども、他というのを等に直していただきたいと思います。またその横でございますが、備考の県事業他という表現をしており

ますけれども、他ということはありませんので削除をしていただきたいと思います。

それでは、協議会資料の別添ということでご覧いただきたいと思います。緑の表紙の次に2枚で修正意見に対する対応表を作成させていただきました。修正内容は表のとおりでございますけれども、字句等の軽微な変更は除きまして、大きく変更になったところを説明させていただきます。

まず、1 ページ目の2 項目目をご覧ください。地域別整備の方針の必要性について指摘がございました。これは、建設計画の目次の中で、第4 章、新町建設の基本方針と致しまして、1. 新町の将来像、2. 新町建設の基本方針、3. 地域別整備の方針ということで載せておりましたけれども、3 の地域別整備の方針につきましては、県の方より具体性があまり無く、離島同志という小規模町村の合併エリアの中で、あえてゾーンを設定する必要があるのかどうか、再検討をして欲しいということでございました。

このことにつきましては、以前の幹事会でも、削除してもいいのではないかという意見もありまして、また、施設の事業計画でも地域を限定できないものもあり、再度幹事会で検討を行った結果、削除してもいいのではないかということになりました。削除するということでご理解をいただきたいと思います。

それから2 枚目のところでございますけれども、2 1 ページの7 行目から消防団員の定数の増員、それから常備消防の広域化の検討という指摘がございました。これは、新町において常備消防を立ち上げるものの、全国的な消防の広域化が進められている現状を踏まえて、消防・救急機能の維持強化を図るため、合併時に消防団員の条例定数を3 0 名増員することを明文化するとともに、消防の広域化も検討の必要があることから、常備消防については、合併後、今治市側との広域化の検討に着手し、現状の救急サービス水準の確保と効率的な運用が可能であるなら、速やかに広域化に向け取り組みますとの課題も明記致しました。追加するということでご了解をお願いしたいと思います。なお、この消防の追加文につきましては、あらかじめ4 首長さんのご協議の上での追加であることを申し添えておきます。

続きまして、財政計画の方でございますが県の方へ主な市町村事業を提出していたわけですが、事業の見直し、交付税等の見直しによりまして数値が変更となりましたのでご説明申し上げます。

まず、歳入の方でございますが、地方交付税の増減が発生したのと国庫支出金が増、県支出金が減となっています。また、地方債も減となりました。交付税は、県の指導により特別交付税の中の特別措置でございます格差是正分を平成1 7 年から1 9 年まで合計約4 億円の増を盛り込んだものでございます。これは、最後の2 6 ページのところでございます。全体的には公債費の償還額に対する交付税措置を過大に見積もっていたところ

	がございまして、見直しの結果、微減となっております。 国庫支出金、県支出金につきましては、漁港補助金など国費でありながら県費として入ってくるものを間接補助として県費の中に組み込んでいたものを国費へ戻したため、それぞれ増減が発生しております。 他にも、先ほど申しましたように各種事務事業の中で実施が困難なものや事業費の見直しなどの結果、全体で事業費が10年間で13億円ほど減になったため、予定されておりました国庫支出金、県支出金、地方債がそれぞれ減となっております。 歳出の方では公債費が減となりました。これは、事業費の減に伴うものと、当初の積算では過去の4ヶ町村の公債費の推移から推計していたものを各個別事業ごとに積み上げ方式による計算を行った結果、より正確な公債費となったためでございます。これらを総合致しますと、より財政計画の精度が高められたのではないかと思います。 なお、今後の建設計画の県への対応ですが、今回の修正をもって事前協議を行い、県からの回答を待って正式協議を2月の上旬には行いたいと思っております。しかしながら、合併調印、合併の議会の議決等日程を考えますと余り時間がございません。 今回、修正協議したものを大筋の正式建設計画とご認識いただきまして、今回が最終協議としてご理解いただきたいと思います。今後、字句や数値等の一部訂正など軽微な変更等があった場合には、会長、副会長に一任していただき、県への正式協議に入らせていただけたらと思います。どうかご了解のほどよろしくお願い申し上げます。 以上、簡単ではございますが説明を終わります。
木下会長	協議項目第11号の新町建設計画につきまして説明が終わりました。これにつきまして何か質疑、ご意見ございますか。 はい、どうぞ。
池本委員	先程のご説明の中に、別添の2ページにありますところをちょっと見ていただきたいのですが、消防団の定数及び常備消防の広域化の検討を追加ということなのですが、これは条例定数の30名の増員というのは非常に良いことだとわかります。けれどもその次に、常備消防については、合併後、今治市側との広域化の検討に着手し、現状の救急サービス水準の確保と効率的な運用が可能であるということなのですが、私はちょっと、この理解に非常に苦しんでおるわけなのですが、水準と確保の効率的な運用、字句につきまして2、3順を追ってご質問させていただきたいと思います。 最初に効率的な運用とは、これは何を意味しているのか、お尋ねを致します。

木下会長	それから2番目に可能であるならというか、可能であるなら、これは非常に言葉の上であいまいさがあると思いますので、可能にするように努力して速やかに広域化に取り組むという前向きな姿勢があったらどうかというふうに私は考えます。 それから3つ目であるんですが、可能であるか可能でないかというのは、これはいつの時点で誰が判定するわけでしょうか。可能でないならば、今治市側との広域化と書いてありますが、もし可能でないということになれば、地域側から、上島地区の地域性から言いまして、私たちはほとんど救急処置、救急艇というのは広島県側に依存しているということになりますので、この広域化といいましたら、広島県側に依存する選択肢も考慮の中に入れたらどうなのかというふうに私は考えます。その点につきましてどうかよろしくご審議の程よろしくお願い致します。以上でございます。 基本的な問題としてお答え致します。これは消防庁の意見であります。消防庁としては、今までの組織を小さくするなというのが一つの大きな意見です。 当初はいろいろな意味で、指導ではない、提案だ、ということで入ってきたわけですが、そこで当方としては、新町で常備消防を持つということを基本にして考えておりますので、向こうが広域化、広域化といいます、なかなか実情に合わないものがある。その後、非常に指導的な態度で、速やかに取り組みとか、それから何年後までに何とかしろとか、というようなものが来たわけですが、それでは我々が現在の立場として常備消防を持つということが根底から崩れると、もしそういうことであるならば合併そのものの成否にも関わるといようなことで、いろいろと協議致しまして、県が中に入りまして消防庁と直接的な協議をしたわけですが、最終的にこちらの考え方として、現在の常備消防を我々がやるより良い方法とか、サービスがうまくできるとか、効率的にできるとか、経費的に得だとか、いような問題があるならば考えましよう、いうところでおうらえて合意したわけです。 だから、我々としても常備消防は自分のところでちゃんと守りたいという考え方が基本にあるということなんです。他に何か。
池本委員	あの、私が質問しました小さなことなんですが、それを分析致しましてわざわざお尋ねをしたわけなんです、あの効率的な運用とは、文章にこだわるわけではないんですが、効率的な運用が可能であるならと書かれておりますね。
木下会長	それはですね、例えば今治に委託するとか、広島県側に委託するとか、ということの方が住民の安心と安全のサービスについて、より効率的で、

	効率的というのは経費の面も含めて、そういうことがいいと分かれば、そういうことが可能ならば考えましょうということで歯止めを掛けたんです。ですから、基本的に常備消防は単独でやるんだという立場をできるだけ守る態度を作ったんです。
池本委員	けれども何でしょう、消防庁あたりは一応、広域化を推奨していると。ここでも広域化を謳っておるわけですが、そういった意味からいってそれは単独の常備消防ということではなくて広域化の常備消防ですから、それはちょっと、ここに書かれておるのと今議長が言われますのは、ちょっとおかしいと思うのですが。 それでですね、可能であるならというのは、今治側の受け入れ方が可能であるということですか。
木下会長	上島ですね、救急とか常備消防としての機能が良くなるのであればという意味なんです。
池本委員	そうですね、ですから上島地区におきましては、ほとんどが広島県に依存しているのが現状なんです。ですから、そういった意味から致しますと、広島県側にそういったような交渉を呼びかける一つの選択肢があるのではなかろうかと私は申し上げておるんです。
木下会長	確かに広島県と病院とかいうような契約はありますけれども、少なくとも橋が架かっても魚島は架かりませんから救急艇が必要なんです。広島県のそこら辺は橋でつながっていますので救急艇は持っていません。そういう所へ委託するということは、実際的な救急業務は出来ないと、いうことになると思うんです。ですから、そういう船を造りながら、それに応えるというのはなかなか難しいです。
池本委員	私が質問しているのは、何度も質問して申し訳ありませんけれども、ご返事によりまして、うちの上島地区はほとんどの方、弓削にしろ生名にしろ岩城にしろ魚島さんにしても、今治まで行くよりは一刻を争う、時間的な余裕はございませんので対応していかなければなりません。それにはどうしても近くの広島県側のそういった依存をせざるを得ないと。
木下会長	そうじゃないんです。広島県に委託するか、今治に委託するかということなんです。
池本委員	言葉があればならそのように訂正してもよろしいですけども、委託するわけでしょう。今治の方側に委託するか、広島県側に委託するか。そうい

	うことですのでそういう選択肢がありますよと、こういうことなんです。何も今治側に固持してものを言っているわけじゃないわけです。
木下会長	我々もですね、特に今治の方がいいとか悪いとかそういう問題ではなしに、消防庁としては、愛媛県だから愛媛県側へというのが一つの意向だろうと。それは我々としても拒否するわけにいかない問題であったので、ぎりぎりのところで合意したということです。
池本委員	それはちょっと違うんでね、やはりサービスの向上ということを考えますと、この上島地区におきましては、やはり地理的にこのように近い方に選択肢を設ける方がいいのではなかろうかという感じもするわけですが、いかがですか。
木下会長	救急業務にですね、広島県側には船が無いわけなんです。船の無いところへ救急業務を委託して誰ができますか。
池本委員	船が無いんですか。船が無ければ救急艇で、それは広島県側、地区は申し上げられませんが、そこへ搬送してそこから…。
木下会長	搬送するんだったら、業務を委託せんでも契約すれば今のように広島県側に搬送したらいいじゃないですか。
池本委員	それでしたら、もしそれが可能であったにしても、非常にサービスの面でも低下すると思うんですよ。
木下会長	低下するんだったら可能でないということなんです。だから、しないということなんです。
池本委員	しないというのはちょっとおかしいですな。やはり住民のサービスの向上に努めるのであれば。
木下会長	いや、うちでするよりですね、サービスの的にも経費的にもいろんなことが効率よくできるのであれば考えましょうということなんです。
池本委員	だいたい効率よくできるとお考えですか。今治まで上島地区から。
木下会長	やってみないとわからないところもありますので、我々はできないと思う。だから、上島で単独でやるべきだという判断です。

池本委員	そうですね、ここでは広域化を図るということなんですよ。広域化のために検討し、それに着手するということなので、それはこちらの上島地区でやるというのは広域化じゃないですね。
木下会長	広域化でやった方が、向こうへ委託した方がいろんなサービス面でも良いということになるのならば考えましょうと言ってるんです。
池本委員	ちょっとはっきりしませんな、その辺り。私はその選択肢についてはどのようにお考えですかと、広島県側との広域化の問題につきましては。
木下会長	私は今の状況の中から言いましたら、やはり検討するなら、まず今治の方とするべきだと思います。
池本委員	まあ私も噂に聞きましたら、消防庁の方からですね、各都道府県の知事さんに宛てて通達が出ておるように、よそから聞いたんですが、やはりそれは広域化に向けて進めなさいと、各地域において合併問題が盛んに行われておる中で、そういったようなことを推奨するということで進めておるように聞いておりますので、その辺からの趣旨からいって当然じゃないかと思うんですが。
木下会長	消防庁の方が、自分のところで考えた目安を作ってそれに合わないんじゃないかというところに、そういう指導的なものを持ってくるんです。だんだんエスカレートして高くなってます。最初からそういうところは、県も入りまして消防庁と話し合いの上で作ったものなんです。それが壊れて、また厳しくなるというような形になってるんで、何とかこれまで上島としても今治やそれから島部消防でしてきたこと、県も入ってるんですが、その過程において上島で常備消防を持とうという方向になったわけですから、それを守るための努力をしとるということなんです。ただ、それでは消防庁としても面子があるでしょうから何とか多少の考え方を取り入れて合意するということにしたんです。
池本委員	私の方にはそういう面子とかいうものではなくて、やはり住民のサービスの向上になるんでしたら…。
木下会長	消防庁の面子ですよ。消防庁がいろいろと自分のところの考え方を押しつけてきたものにある程度合意するもので、譲るところがないと突っ張りあってたんじゃ完全に壊れます。
池本委員	じゃ、議長の言われますとおり、ほとんど可能性のないという言い方を

	してるんですが、それじゃ文章で可能性があるならというような文章は全然当てはまりませんわね。
木下会長	違うんです。可能性があるなら考えましようと言ってるんです。
池本委員	ないんでしょ。ほとんどないことを前提に…。
木下会長	だから、消防庁にある程度の譲歩をしていると。それで消防庁のOKをとったわけですから。 だから、可能性がなければこのまま常備消防をうちでやりますよということなんです、逆に言うと。だから、最初からしようと言ってるんじゃないんです。広域化してないから、もっと大きいものとをというのが考え方なんです。人口10万だったですね。
池本委員	そうですね、だいたい10万人規模というのが、そういった姿勢ですわね。
木下会長	最初の考え方とだんぶん違うんです。消防庁もだんだん日を経つにつれて変わってるんです。 最初は、指導的なものでもない、単なる提案だ、このことについてよく考えてくれということなんです。それが建設計画に盛り込めとか、公文書とか、知事からも出せとか、そこまでだんだん変わってきたんです。 ですから、問題は常備消防に対する交付税の問題なんかもありますので、消防庁のそういう考え方に合っていなかったら交付税をくれんのかと、いうところまで言って、それは別に法的に縛るものはないわけですから、そういうことでお互いに了解し合おうということなんです。
池本委員	はい、それじゃこれ以上堂々巡りしてもしょうがありませんので、もう一点ご質問をさせていただきます。 別添の22ページをちょっとお開きになっていただいたらと思うのですが、6番目を見ていただきたいと。消防庁舎整備事業とありますが、6番に消防防災対策等の充実と書いておりまして、一番右側に消防庁舎の建設というのが書かれております。そうしますと広域化とか今治側とか広島県側、それは私が独り言を言ったんですが、そういった考え方は、これは消防庁舎の建設ということはちょっとおかしいですね。これは広域化になりますとそれを委託するということになりますわね。ですので、これは庁舎の建設というのはここに当てはまらなくて、議長がおっしゃられます上島消防庁舎の増設とか何とかという部類かと思えますけど、庁舎の新設、建設といくのはちょっとおかしいと私は思うのですが、いかがなものでし

	ようか。
松崎事務局長	それにつきましては、現在の消防庁舎自体が、一番最初のスタート時点の島部消防ができたスタート時点で3人4人で勤務する施設としてできたものなんです、現在の上島出張所ですね。それが現実問題は12名、52～53年に若干の増築はしてるものの、実際の話は施設としては狭くてどうしようもないというような状況になっております。それですから、将来的に本部、おっしゃられるように本部として建設するのか、出張所的なもので建設するかどうかということについては、疑問は残るかもしれませんが、建設自体については早急な施設整備が必要でなかろうかというふうには判断しております。
池本委員	それはあれですか、将来的にそういうことをしたいということですか。当面ですか。
木下会長	当面はですね、現施設や他施設を流用して何とか凌ごうと、そして常備消防としての確立した場合には、将来的に建設しようという考え方です。今すぐ、明日からやろうということじゃありません。
池本委員	それは、先程からしつこいぐらい言ってるんですが、広域化という問題は無視しての考え方ですね。
木下会長	基本的に申しあげましたように、常備消防を自分のところで持とうというのが基本的な姿勢でありますから、多少消防庁のいうことにも納得を与える意味で、あれだけの表現を変えていったわけなんです。最初は全然知らなかったんです。それで、まあ向こうもその辺で納得して、こちらもしようがないというところでおうらえているのが実態です。だから、広域化を決して目指しているわけじゃないんです。こういうこと言うと消防庁が怒りますが。
池本委員	それじゃ文章もごまかしている、言葉が非常に適切でないんですが、そういうに受け止められがちですね、この文章は。
木下会長	とにかく常備消防として認めようと、しかし、将来的には広域化を検討してくれよということなんです。それならそのことについては、今言ったような条件を付けて検討しましょうと。
池本委員	検討して不可能であるというものを、始めからそういうにおいがするものを、それじゃ検討しましょうわい、将来そういうことに…。

木下会長	それは、こちらの考えでは委託できないんです。相手があって委託できるんですから。相手が今までのところ、例えば今治にしても、ちゃんとした対応なしに自分ところで考えたかどうか、という考え方なんです。そういうことの結果で常備消防を我々でやろうじゃないかということになったわけですから。
池本委員	これはまあ謳い文句だけということですね。
木下会長	そう言ったら身も蓋もないんですが。
池本委員	けれども、そう言った方が皆さんによく分かるし、私も、ああそうかいなというように思うわけですね。ただ、建前だけで本音は違うんだということですね。わかりました。 です、さっきの庁舎の件につきましてもこれは当面と、当面はこうということでやって、将来はこの建設については考えましょうということですね。
木下会長	そうです。
池本委員	わかりました。以上でございます。
木下会長	他に何かございませんか。
横川委員	建設計画が大体具体的になってきたんですけど、第9回の建設委員会で住民懇談会を行う案も出てきて、住民から幅広い意見を聞き、その中には議員も入れて懇談会を検討していく、その内容を建設委員会の中に報告として取り入れていくというふうなことを第9回の建設委員会で、それと第7回の協議会で報告をやっとるんですけど、その内容で私も住民からどのように合併なっとるんかということを聞かれたときに、これは近いうちに懇談会を開くからということを言ってきとるんですが、住民懇談会はどのような計画になっているのかご報告を願いたいと思います。
森本事務局員	ただいま検討中でございまして、これから県との書類等いろいろありましてできませんでしたが、現在のところ、今後については開催する方向で検討しております。そういうことでご了解していただけたらと思います。
横川委員	これはいつ頃、計画されていますか。合併も終わって、調印も議会も終

	わった後、説明というんでは住民も納得しがたいところもあると思いますので、時期を急いでいただきたいと思うんですが。
森本事務局員	2月中には必ず行いたいということで検討はしております。
池本委員	ちょっと再々で非常に申し訳ないんですが、先程の議長さんのご発言の中で、やはりですね、建前論と本音論が、本音と違うんだということは、そういったことが一般住民に知れますと非常に憤慨されますので、やはりできないことと、消防庁に対する面子ですとかそんなことは抜きにされて、本当に本音で、やはりこの上島合併の問題を真剣に取り組まないと、将来問題が起きるのではなかろうかと思いますので、その点十分に善処していただきまして、よろしくお願いを致します。
木下会長	面子とかそういう問題じゃなくて、消防庁に対するいろいろな私の発言があったのでその辺は調整してよろしいかと言ったんです。本音と建前を使い分けているんじゃないかと思いますので。基本的には上島が常備消防を持つという本音で申しとるわけです。
池本委員	まあ本音ということで、というのは非常によく分かるのですが、事実お話の内容を聞いておりますと、そのように受け止められるような感じが致しましたので、誤解のないようによりしくお願い致します。
木下会長	わかりました。他にございませんか。 それでは、協議項目第11号、新町建設計画についてお諮り致します。この問題につきましては、記載のとおり確認するという事でよろしゅうございますか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議ないものと認めます。よって、協議項目第11号、新町建設計画については確認されました。 続いて、協議項目第15号、一部事務組合の取扱い（その3）についてを協議致します。
松崎事務局長	それでは、協議項目、第15号一部事務組合の取扱い（その3）についてを説明致します。資料の8ページをお開きください。 一部事務組合の取扱い（その3）について、越智郡島部消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち4ヶ町村に係る消防事務については、新町において行うものとする。なお、当該

	組合のうち４ヶ町村の消防事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。と調整しております。 この件につきましては、先程から建設計画の方でも言いましたが、消防庁の方からのいろいろな件がありまして、常備消防の設置について消防庁、県とも合意に達しましたので、ここに確認を求めるものでございます。内容につきましては、第８回の協議会で説明したとおりでございます。 以上、簡単ですが、説明を終わります。
木下会長	この問題につきまして、何かご質疑、ご意見ございますか。
横川委員	現在１０ヶ町村で消防組合、運営しとるものが今後４ヶ町村の島部消防で行うということなんですが、予算的なものを考えてるのかどうか、今後４ヶ町村でやったときの予算的なもの。これは今までの４ヶ町村で出しとったものから、かなり増えるようになると思うんですけど、そこら辺りの試算、どのようにしてるのかお伺いします。
松崎事務局長	このことにつきましては、前に説明していると思うんですが、大体ですね、今交付税で消防関係経費で入ってきとる分、プラス２千万前後は年間経費としては持ち出しが、単独費が持ち出しがあるだろうというふうに試算しております。 これにつきましても、施設の更新費ですね、機材の更新費があれば、その更新費の分については、それプラスアルファはあるというふうにご理解願ったと思います。通常的な経費として、その程度は余分にあるだろうと。
横川委員	そしたら、ここでいう１億２千万ぐらいの負担金やとったんですけど、これが１億４千万くらい？
松崎事務局長	いえいえ。
横川委員	そうじゃない。
松崎事務局長	はい、今の分はですね、仮に交付税を１００もらっとればですね、その内の６０％がですね常備消防分と、４０％が非常備分と。６０％分を今、消防事務組合の方に経費の負担金として納めております。今言っておりますのは、常備・非常備合わせて、今度うちの方で常備消防を本部を立ち上げますと、そちらの方で消防団等の事務も一括してやってもらおうというような意味もありまして、合算してみますとそのくらいだろうと、単純に

	言いますと、現行で今おっしゃられたように組合として1億2千4百万くらいを現行では負担金として納めております。単独でやりますと、これが2億1千万から約2億2千万ぐらにかかる予定には試算しております。実際に交付税として消防分、常備・非常備として入ってきてるのは大体1億8千5百万前後くらいは交付税としては入ってきております。 一応その場合にはですね、経費の試算として委託した場合ですね、仮によその委託している町村なんかの経費を聞いてみますとですね、委託している経費が上島規模で2億円前後はかかっているみたいなんです。
木下会長	他にございませんか。
土居委員	失礼します。今の関連して消防についての話ですけど、生名の横川君が質問されたようにですね、ちょっとここに付いておる資料は全体の島部消防、越智郡島諸部事務組合のときの予算が主体に書かれておるわけですし、10ページの建物・物品につきましても全体のものが表示されておりますね、今度新町において消防を維持していくときにですね、やはりこの中から抜粋してですね、もちろん人件費等経費もそうでございますが、設備等についてもやっぱり新町においての消防体制の内容をですね、協議会にご説明した方が皆さん良くお分かりになるんじゃないかと思います。 これは別件でですね、海光園の運営にしてもそうでございます。一応そういうビッグ2のですね、大きな設備を新町で受け持つんですから、その詳細というか予算計画をですね、明らかにして上げるとよろしいんじゃないかと思います。私もそうしてもらいたいんですけれども。その辺ちょっとご検討お願いします。
松崎事務局長	第8回の協議会の時にですね、それぞれの事務組合、単独消防の検討書ということで各年度の収集内訳予定表も全部添付して説明はしておりますんで、その資料を見ていただいたらすぐ分かると思います。一応、消防につきましても〇〇町消防本部及び消防署検討書ということで資料を添付して第8回の時に詳しく説明しております。海光園についても同じです。
土居委員	はい、分かりました。私がいただいてないのかもしれませんが。またお願いします。
木下会長	他にございませんか。 それではお諮り致します。協議項目第15号、一部事務組合の取扱い（その3）については、記載のとおり確認することにご異議ございませんか。

木下会長	異議なし、という声あり。 ご異議なしと認めます。よって、協議項目第15号につきましては確認されました。 続いて協議項目第21号の各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについてを協議致します。説明願います。
森本事務局員	それでは、資料の11ページをお開きください。 協議項目第21の各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて提出する。各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて。1. 新町において、高齢者福祉計画を策定し、高齢者福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとする。2. 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。3. 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。としております。 次に12ページからそれぞれの事業につきまして、調整内容をご説明致します。まず、敬老記念事業の際の長寿者褒章でございますが、平成17年度から三種類によって行うこととしています。米寿者、90歳、100歳以上でそれぞれ示しております金額相当の記念品を贈呈することとしております。ちなみに敬老事業の実施につきましては、17ページの最後の項目で掲載しておりますけれども、各町村とも内容については、ほぼ同様でございます。17年度から対象者75歳以上、時期は9月、経費は一人当たり3千円を目安に、各地域で実施することとしております。 次に各種福祉サービス事業でございますが、配食サービスにつきましては、平成17年度から社協委託とし、週2回、利用者負担は1食当たり4百円で調整しております。 次に、生きがい活動支援通所事業、端的に申しますと介護の対象にならない方のデイサービス事業のことですが、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に、平成17年度から利用料金は1日当たり1千円、開所日は月曜日から金曜日まで、利用時間は10時から3時までで統一することとしております。 13ページの家族介護用品の支給、緊急通報システム事業につきましては同一制度ですが、適用につきましては17年度から統合、それから14ページの寝たきり老人等介護手当支給事業、在宅介護支援事業、端的には高齢者実態把握事業でございますが、これも同一制度でありますので、合併後直ちに統合することとしております。 続きまして、介護保険対象事業でございます指定通所介護事業、端的に

木下会長	はデイサービスのことでございますが、制度が同一でございますので現行のとおり存続致しますが、昼食材料費がそれぞれ違っておりますので、合併時に統一できるよう関係団体と協議し検討することとしております。 次に、16ページの高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業でございますが、合併時に統合し、指定居宅介護支援事業所と指定訪問介護事業所、端的にはホームヘルプサービスのことでございますが、現行のとおり存続致します。 また、17ページの在宅介護支援センターにつきましては、合併時に再編を行い、老人クラブ活動等補助金につきましては、合併年度は現行のとおりとし、17年度からは新町老人クラブ連合会へ一括して交付することとしております。 以上、簡単ではございますが、説明を終わります。 高齢者福祉事業につきまして、何かご意見、ご質疑ございますか。 特にないようでございますので、お諮り致します。各種事務事業の高齢者福祉事業の取扱いにつきましては、説明のとおり確認することにご異議ありませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって高齢者福祉事業の取扱いについては確認されました。 続いて、協議項目第21、各種事務事業の環境衛生関係事業の取扱いについてを協議致します。説明願います。
梨木事務局員	それでは、資料20ページの各種事務事業、環境衛生関係事業の取扱いについて説明します。 調整内容は、1. ごみ分別・収集及びごみ処理に関する諸制度については、当面現行のとおりとし、新町において事業の一元化に向け見直しを行うものとする。2. ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3. 畜犬業務等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。4. 火葬場業務については、当面現行のとおりとし、新町において業務の一元化に向け見直しを行うものとする。という調整方針を出しております。 次の21ページをご覧ください。まず、ごみ収集ですが4ヶ町村とも取扱いが違っていますが、当面現行のとおりで、合併後に再編するという調整内容となっております。続きまして、ごみ処理施設ですが、これも当面は現行のとおりで、合併後に再編、速やかに処理施設の整備を検討することとなっております。この、ごみ処理施設の整備につきましては、建設計画の

	中の、生活基盤が充実したまちづくりの重点事業項目の中に盛り込んでおります。 次の２２ページをご覧ください。ごみ資源化につきましては、手数料に相違がありますが当面は現行のとおりとし、新町において手数料等を統一する検討を行います。なお、この１６年４月１日からテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の４品目に加えまして、新たに冷凍庫が加わることであります。次にごみ袋販売ですが、販売・配布といった取扱いが違っておりますが、これも当面は現行のとおりとし、新町において調整を行います。次に生ごみ処理機購入費補助ですが、この事業につきましては、ほとんど実績がなくなっておりますので、合併時に廃止と致します。次に狂犬病予防事務ですが、４ヶ町村現況が同じでありますので、新町でも引き続き現行のとおりとします。 次の２３ページをご覧ください。犬猫等死骸収集、次の野犬対策につきましても現況が同じであるため、引き続き現行のとおりとします。最後に斎場・火葬場についてですが、使用形態、使用料等も違ってはおりますが、当面は現行のとおりとし、新町で統一するよう検討致します。 以上で環境衛生関係事業についての説明を終わります。
木下会長	環境衛生関係事業の取扱いにつきまして、説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございますか。 特にないようでございますので、お諮り致します。各種事務事業の環境衛生関係事業の取扱いにつきましては、説明のとおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって記載のとおり確認されました。 ここで１０分間ほど休憩致します。
木下会長	それでは再開致します。 それでは協議項目第２１号の各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについてを協議致します。説明願います。
梨木事務局員	それでは、資料２６ページの各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて説明します。 調整内容としましては、１．農林水産振興事業について、同一又は類似する事業はその振興を図るため、統合又は再編を基本に、また、基盤整備、団体育成事業については、継続を基本に次の区分により調整する。（１）国又は県の補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実

施する方向で調整する。(2) 各町村の単独事業については、合併時に調整する。2. 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。3. 農林水産業の振興に関する各種計画については、新町において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。4. その他の農林水産関係事務及び事業については、次の区分により調整する。(1) 現行のとおり新町に引き継ぐもの、(2) 合併時に調整するもの、(3) 新町において調整するもの、という調整方針を出しております。

次の27ページをご覧ください。まず農業関係で、国・県補助事業ですが、新町において継続する。今までと表現は違っておりますが、現行のとおりとするとご理解いただけたらと思います。次に農業振興地域整備計画ですが、合併後に計画の範囲を協議して新たに策定致します。次に農地情報管理システム整備事業ですが、合併後は新町の電算システムに組み入れ、一元化を行います。

続いて、次の28ページをご覧ください。農業制度資金利子補給費補助ですが、合併時に統合し、弓削町の例を基本に調整することとなっております。次に農業制度資金利子補給事業ですが、岩城村の例により合併時に統合致します。次に農業振興関連施設ですが、合併後も現行のとおりとします。

続いて29ページをご覧ください。農業振興助成制度ですが、岩城村の例により合併時に統合します。次に農業振興団体補助ですが、補助金に関しましては、事業別目的補助、つまり事業に対しての補助金へと目的を変更して合併後に再編します。次にその他ですが、岩城村の赤穂根フェリー運行事業ですが、利用戸数の減少に伴い、平成17年度廃止の方向で検討致します。

続いて30ページをご覧ください。鳥獣被害駆除防除対策事業ですが、新町においても現行のとおり存続とします。次に農業者年金業務と次の標準小作料改定ですが、同一制度により現行のとおり存続とします。次に農業女性グループ育成ですが、これも目的補助に変更して合併時に再編します。次に鳥獣飼養許可手数料ですが、新町においても現行のとおり存続とします。

続いて31ページをご覧ください。流域森林総合整備推進事業は合併後に統合、市町村森林整備計画、次の林業関係負担金・会費等については合併後再編、松くい虫事業は弓削町の例により合併時に統合、緑の募金事業は合併後に再編とする調整内容でございます。

続いて32ページをご覧ください。ここからは水産事業に関する調整ですが、水産振興事業団体等への補助金ですが、新町におきまして従来からの経緯・実情等に配慮し、合併後に再編します。次の国・県補助事業ですが、現行のとおり存続としますが、築いそ事業については、新町において、

木下会長	従来からの経緯・実情等に配慮しまして調整することとなっております。 続いて33ページをご覧ください。下の漁場自主管理事業ですが、それぞれの実情を踏まえ、合併時に再編します。 続いて34ページをご覧ください。稚貝・稚エビ・稚魚放流事業ですが、これもそれぞれの実情を踏まえ、合併時に再編します。次に水産関係事業における分担金の徴収ですが、合併時に再編することとしております。最後になりましたが水産関係融資事務ですが、弓削町の例を基本に合併時に統合するよう調整致します。 以上で、農林水産関係事業についての説明を終わります。 説明が終わりました。これにつきまして、何か質疑、ご意見ございますか。 特にないようでございますので、お諮り致します。協議項目第21号の各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについては原案のとおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり確認致します。 続いて、協議項目第21号の各種事務事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて協議致します。説明願います。
大船事務局次長	それでは説明致します。資料の39ページをお開きください。 協議項目第21号、各種事務事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて提出する。商工・観光関係事業の調整方針としては、1. 商工会及び観光協会については、統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。2. 中小企業利子補給制度については、岩城村の例を基本に調整するものとする。3. 観光関連施設及び観光イベントについては、当面現行のとおりとし、新町においてそれぞれの実情を尊重し調整するものとする。 次のページをお開きください。まず商工会については、魚島村以外の3つの町村にありますが、これらは統合するよう調整に努めるものとし、補助金額については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町においてその必要性、公平性などの観点から内容を検討し、調整するものと致しました。なお、これにつきましては、第7回の協議会の公共的団体等の取り扱い、また、補助金・交付金等の取扱いの中で、すでにさっき言った内容で確認済みでございます。 次に中小企業利子補給については、現在、岩城村のみ制度がございますが、これについては合併後、岩城村の例を基本に調整していきたいと思

木下会長	ます。 次のページをお開きください。観光関係団体の観光協会については、弓削町及び岩城村にあります。これについては統合に向け検討が進められるよう調整に努めるものとし、弓削松原海水浴場組合については現行のとおりと致しました。観光協会についても、商工会と同じ、すでに確認済みでございます。 次に、観光関連施設については、4ヶ町村にはご覧の施設を所有しておりますが、当面は現行のとおりとし、新町において調整するものと致しました。 最後に観光イベントについては当面現行のとおりとし、運営については実行委員会で運営できるものについては、そちらにお願いする方向で検討することと致しました。 以上で、商工・観光関係事業の取扱いについての説明を終わります。 説明が終わりました。商工・観光関係事業の取扱いについて、何か質疑、ご意見ございますか。 特にないようでございますので、お諮り致します。各種事務事業（商工・観光関係事業）の取扱いにつきましては、原案のとおりで確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりで確認しました。 続いて、協議項目第21号、各種事務事業（上・下水道事業）の取扱いについてを協議致します。説明をお願いします。
大船事務局次長	それでは説明致します。資料の43ページをお開きください。 協議項目第21号、各種事務事業（上・下水道事業）の取扱いについて提出する。1. 上水道事業、上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおりで新町に引き継ぐものとする。2. 下水道事業、（1）下水道事業については、現行のとおりで引き継ぐものとし、新町において全体計画の見直しを行うものとする。（2）受益者負担金、下水道使用料については、当面現行のとおりとし、新町において統一するよう調整するものとする。（3）下水道施設改修資金融資あっせん及び利子補給制度については、合併時に廃止する。 次のページをお開きください。まず、上水道の現況を書いてありますが、弓削町、生名村、岩城村については上島上水道企業団、魚島村については直営の簡易水道で行っています。給水区域、水道料金、加入金、手数料、検針業務については、現行のとおりと致します。なお、水道料金について

	は、第7回協議会の使用料、手数料の取扱いの中で、すでに現行のとおりとするということで、確認済みでございます。 次に46ページから48ページには、下水道事業の全体計画と事業認可状況についての現況を記載しております。弓削町は平成17年度、生名村は18年度、岩城村は22年度に事業が完了予定で、魚島村についてはすでに完了済みでございます。この計画については、現行のとおり新町で継続して事業をしていくことと致します。また、受益者負担金については、当面は現行制度に基づき実施し、事業完了後は新町において統一するよう調整することと致しました。 次に49ページから51ページに書いてあります、下水道使用料、水洗便所改造等助成金、生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金、農業集落排水基金、管理組合については、当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう調整するものと致します。また先程、水道料金の所でも説明致しましたが、下水道使用料についても、すでに確認済みでございます。 最後に、下水道施設改修資金融資あっせん及び利子補給については、魚島村の事業が完了していますので、合併時に廃止とすることと致しました。 以上で、上・下水道事業の取扱いについての説明を終わります。
木下会長	説明が終わりました。上・下水道事業の取扱いについて、質疑、ご意見ございますか。
佐伯副会長	下水道事業につきましては、将来新町において統一するよう調整するようになっておりまして、誠に結構だと思いますが、水道事業については現行のとおり新町に引き継ぐとなっております、料金の調整については触れておりませんが、これもやはり同じ上島町になるわけでございますから、将来は統一する方向でご検討いただけたらありがたいと思います。以上です。
大船事務局次長	はい、わかりました。
木下会長	他にございませんか。 特にないようでございますので、お諮り致します。上・下水道事業の取扱いにつきましては、説明のとおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり確認致しました。

山本事務局員	続いて、協議項目第21号、各種事務事業（指定金融機関）の取扱いについてを協議致します。説明を願います。 それでは説明致します。資料の55ページをお開きください。 協議項目第21号、各種事務事業（指定金融機関）の取扱いについては、株式会社愛媛銀行弓削支店とする。という調整方針でございます。指定金融機関とは、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる金融機関のことでございます。 次のページに、4ヶ町村の現況を掲載しております。弓削町、生名村の指定金融機関については愛媛銀行弓削支店、岩城村は越智今治農業協同組合岩城支所、魚島村については金融機関の指定はございません。新町の指定金融機関を愛媛銀行弓削支店とした経緯でございますが、会計部会において、新町会計業務の充実を図るためには、各総合支所へ指定金融機関職員の常勤派遣を要請する、という調整内容を受けまして、幹事会で協議の上、愛媛銀行弓削支店と越智今治農業協同組合へ職員の常勤派遣について照会を致しました。その結果、愛媛銀行弓削支店は、弓削については常駐、生名についても現在常駐しておりますので引き続き当面は常駐し事務量に応じた対応、岩城は毎日の訪問対応、魚島は必要に応じ訪問対応とさせていただきたいとの回答があり、越智今治農業協同組合は、弓削については常駐、岩城については常駐ではなく農協の岩城支所内対応、生名・魚島については、新町の職員で対応していただきたいという回答となりまして、再度幹事会において総合的に検討した結果、指定金融機関については、株式会社愛媛銀行弓削支店とすることと致しました。 次の指定代理金融機関とは、指定金融機関が取り扱う公金の収納及び支払の事務の一部を代理して取り扱わせることができる金融機関、収納代理金融機関とは、指定金融機関が取り扱う公金の収納事務の一部を代理して取り扱わせることができる金融機関でございます。これらの金融機関の指定につきましては、地方自治法施行令第168条第8項により、あらかじめ指定金融機関の意見を聴かなければならないこととされておりますので、株式会社愛媛銀行弓削支店を除き、各町村が指定している金融機関に魚島村漁業協同組合を含めまして、指定金融機関の意見を聴き調整することと致しました。 以上で、指定金融機関の取扱いについての説明を終わります。
木下会長	指定金融機関の取扱いについて説明が終わりました。質疑、ご意見ございませんか。 特にないようでございますので、お諮り致します。指定金融機関の取扱いについては、説明のとおり確認することにご異議ございませんか。

木下会長	異議なし、という声あり。 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり確認されました。 続いて、協議項目第21号の各種事務事業（第3セクター）の取扱いについてを協議致します。
山本事務局員	それでは、説明致します。資料の58ページをお開きください。 協議項目第21号、各種事務事業（第3セクター）の取扱いについて提出する。株式会社いきなスポレク及び株式会社いわぎ物産センターについては、当面現行のとおりとする。という調整方針でございます。 次の59ページをお開きください。概要でございますが、株式会社いきなスポレクについては、資本金1千万円のうち生名村の出資は510万円でございます。役員構成は代表取締役1名、専務取締役1名、常務取締役1名、取締役5名、監査役2名、職員につきましては正規職員7名、パート7名となっております。事業内容と致しましては、管理棟・野外ステージ・多目的広場等を有するサウンド波間田、また、体育館・球場・宿泊研修施設等を有するいきなスポレク公園の維持管理及び運営を行っております。株式会社いわぎ物産センターでございますが、資本金1千万円のうち岩城村が935万円の出資をしております、生名村を含めこの出資金は、新町に引き継ぐこととなります。役員構成につきましては代表取締役1名、取締役4名、監査役2名で、職員は部長他3名となっております。事業内容と致しましては、農林水産物の生産・加工・販売・研究及び開発に関する業務、また観光事業等を行っております。これらの事業内容につきましても、それぞれ当面は現行のとおり新町に引き継ぐという提案でございます。 以上簡単ではございますが、説明を終わります。
木下会長	説明が終わりました。第3セクターの取扱いについて、何か質疑、ご意見ございますか。 特にないようでございますので、お諮り致します。第3セクターの取扱いについて、原案のとおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	異議なしと認めます。よって、第3セクターの取扱いについては、原案のとおり確認されました。 以上をもちまして、本日の協議事項をすべて終了致しました。いささかまずい議長ぶりでご迷惑をおかけしましたが、これをもちまして、本日の協議会を閉会致します。どうもありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成15年 月 日

署名委員

署名委員